

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年2月14日(2019.2.14)

【公開番号】特開2017-153811(P2017-153811A)

【公開日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2017-034

【出願番号】特願2016-41285(P2016-41285)

【国際特許分類】

A 6 1 H 23/02 (2006.01)

A 6 1 N 1/18 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 23/02 3 8 6

A 6 1 N 1/18

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月26日(2018.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体ケース(1)に肌面に美容刺激を付与する肌処理ヘッド(6)が設けてあり、
肌処理ヘッド(6)が本体ケース(1)に対して出没自在に設けてあることを特徴とする
美容器具。

【請求項2】

肌処理ヘッド(6)は、収納姿勢と使用姿勢の間で出没できるよう本体ケース(1)で
支持されており、

収納姿勢における肌処理ヘッド(6)は、本体ケース(1)の厚み範囲内に収容され、
使用姿勢における肌処理ヘッド(6)は、少なくとも肌接触面(44a)が本体ケース(1)
の外面から突出している請求項1に記載の美容器具。

【請求項3】

使用姿勢における肌処理ヘッド(6)の背面が、本体ケース(1)の外面から突出して
いる請求項1、または2に記載の美容器具。

【請求項4】

肌処理ヘッド(6)は、収納姿勢と使用姿勢の間で出没できるよう本体ケース(1)で
支持されており、

使用姿勢における肌処理ヘッド(6)のヘッド中心軸線(P1)と本体ケース(1)の
ケース中心軸線(P)が挟む角度(2)と、収納姿勢における肌処理ヘッド(6)のヘ
ッド中心軸線(P1)と本体ケース(1)のケース中心軸線(P)が挟む角度(1)が
異なせてあり、

前者角度(2)が後者角度(1)に比べて大きく設定してある請求項1から3のい
ずれかひとつに記載の美容器具。

【請求項5】

肌処理ヘッド(6)は、収納姿勢と使用姿勢の間で出没できるよう本体ケース(1)で
支持されており、

肌処理ヘッド(6)に装着した支持リンク体(17)の上部が本体ケース(1)に装着
されて、肌処理ヘッド(6)が前後傾動可能に支持されており、

使用姿勢における肌処理ヘッド(6)の肌接触面(44a)が後傾姿勢になるよう支持リンク体(17)が配置してある請求項1から4のいずれかひとつに記載の美容器具。

【請求項6】

本体ケース(1)と肌処理ヘッド(6)の間に、肌処理ヘッド(6)を出没可能に支持するヘッド支持機構(16)が設けられており、

ヘッド支持機構(16)が、本体ケース(1)に連結されて前後傾動する支持リンク体(17)と、同リンク体(17)を傾動操作して肌処理ヘッド(6)を収納姿勢と使用姿勢の間で切換える操作機構(18)を備えている請求項5に記載の美容器具。

【請求項7】

本体ケース(1)の下半側にグリップ部(4)が設けられ、本体ケース(1)の上端とグリップ部(4)の間に肌処理ヘッド(6)が配置されており、

支持リンク体(17)の上部は本体ケース(1)の上端側に前後傾動可能に連結されており、

支持リンク体(17)の下部と肌処理ヘッド(6)が相対傾動可能に連結してある請求項6に記載の美容器具。

【請求項8】

操作機構(18)が、本体ケース(1)に沿って上下スライドする第1操作具(25)と、第1操作具(25)のスライド動作を受けて肌処理ヘッド(6)を収納姿勢と使用姿勢の間で前後に傾動操作する第2操作具(26)を備えている請求項6、または7に記載の美容器具。

【請求項9】

第1操作具(25)がグリップ部(4)に配置されて、本体ケース(1)に設けたガイド構造(27)で上下スライド自在に案内支持されており、

ガイド構造(27)に臨む第1操作具(25)の外面に、第1操作具(25)をスライド操作する操作ノブ(28)が設けてある請求項8に記載の美容器具。

【請求項10】

支持リンク体(17)と、第2操作具(26)のそれぞれが、屈曲変形可能な弾性シート材で形成してある請求項8または9に記載の美容器具。

【請求項11】

肌処理ヘッド(6)は、収納姿勢と使用姿勢の間で出没できるよう本体ケース(1)で支持されており、

本体ケース(1)の上部に、収納姿勢における肌処理ヘッド(6)を収納するヘッド收容部(5)が設けられており、

肌処理ヘッド(6)をヘッド收容部(5)に収納した状態において、肌処理ヘッド(6)の少なくとも左右周面と下周面がヘッド收容部(5)で覆われている請求項1から10のいずれかひとつに記載の美容器具。

【請求項12】

ヘッド收容部(5)が無端環状の凹部、ないし本体ケース(1)を前後に貫通する貫通穴で形成してある請求項11に記載の美容器具。